

官報

号外 昭和三十七年四月十三日

○第四十回 衆議院會議録 第三十六号

昭和三十七年四月十三日(金曜日)

議事日程 第三十三号

昭和三十七年四月十三日

午後二時開議

- 第一 労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 臨時司法制度調査会設置法案(内閣提出)
- 第三 地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

総理府設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

頻発する自衛隊機の墜落事故に関する緊急質問(緒方孝男君提出)

日程第一 労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 臨時司法制度調査会設置法案(内閣提出)

昭和三十七年四月十三日 衆議院會議録第三十六号 総理府設置法等の一部を改正する法律案(参議院回付)

日程第三 地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後二時七分開議

○副議長(原健三郎君) これより會議を開きます。

総理府設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

○副議長(原健三郎君) お諮りいたします。

参議院から、内閣提出、総理府設置法等の一部を改正する法律案、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案が回付されました。この際、議事日程に追加して、右両回付案を順次議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

まず、総理府設置法等の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

総理府設置法等の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和三十七年四月十三日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 清瀬 一郎殿

(修正に係る条文を掲ぐ。小字及び一は修正)

附則

(施行期日) 公布の日

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。ただし、第六

条及び附則第四項から第十〇項ま

での規定は、昭和三十七年七月一

日から施行する。

2 改正後の総理府設置法第二十三条、官内庁

法第十一條及び内閣法第六條の規定並びに

附則第四項の規定は、昭和三十七年四月一日

から適用する。

(経過規定)

23 改正後の総理府設置法第十五条

第一項の規定により置かれる税制

調査会は、昭和三十七年四月一日

から施行する。

以降新たに設置されるものとす

る。

34 法制局の定員は、法制局設置法

第六條の規定にかかわらず、昭和

三十七年六月三十日までの間は、

長官及び次長を除くほか、六十六

人とする。

45 第六條の規定の施行前における

法制局及びその職員は、改正後の

内閣法制局設置法の規定に基づき

相当の機関及びその職員となり、

同一性をもつて存続するものとす

る。

56 (国家公務員法等の一部改正)

次に掲げる規定中「法制局長官」

を「内閣法制局長官」に改める。

一 国家公務員法(昭和二十二年

法律第二十号) 第二条第三項

第五号

二 特別職の職員の給与に関する

法律(昭和二十四年法律第二百

五十二号) 第一条第四号の三及

び別表第一

三 国家公務員宿舎法(昭和二十

四年法律第十七号) 第十条第十

一号

167 判事補の職権の特例等に関する

法律(昭和二十三年法律第四百十

六号) の一部を次のように改正す

る。

第二条第三項、第三条の二及び

附則第五條中「法制局参事官」の下

に「内閣法制局参事官」を加える。

国立国会図書館法の規定により

行政各部門に置かれる支部図書館

及びその職員に関する法律(昭和

二十四年法律第一号) の一部を

次のように改正する。

第一条の表中国立国会図書館支

部法制局図書館の項を次のように

改める。

国立国会図書館支 内閣法

部内閣法制局図書 制局

189 弁護士法(昭和二十四年法律第

二百五号) の一部を次のように改

正する。

第五条第二号中「法務研修所」を

「法務総合研究所」に、「法制局参

事官」を「内閣法制局参事官」に改

める。

改正後の弁護士法第五条の規定

の適用については、第六條の規定

の施行前における法務研修所の教

昭和三十七年四月十三日 衆議院會議録第三十六号

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案外件、頻発する自衛隊機の墜落事故に関する緒方孝男君の緊急質問

八六六

官の在職は法務総合研究所の教官の在職と、法制局参事官の在職は内閣法制局参事官の在職とみなす。

1011 接収貴金属等の処理に関する法律(昭和三十四年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第一号を次のように改める。
一 内閣法制次長

○副議長(原健三郎君) 採決いたしました。

本案の参議院の修正に同意するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、参議院の修正に同意するに決しました。

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

○副議長(原健三郎君) 次に、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和三十七年四月十三日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長清瀬 一郎殿

附則
(修正に係る条文を掲ぐ)
(小字及び一は修正)

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

○副議長(原健三郎君) 採決いたしました。

本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(原健三郎君) 起立多数。よつて、参議院の修正に同意するに決しました。

頻発する自衛隊機の墜落事故に関する緊急質問(緒方孝男君提出)

○田邊國男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、緒方孝男君提出、頻発する自衛隊機の墜落事故に関する緊急質問を許可せられんことを望みます。

○副議長(原健三郎君) 田邊國男君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

頻発する自衛隊機の墜落事故に関する緊急質問を許可いたします。緒方孝男君。

〔緒方孝男君登壇〕
○緒方孝男君 私は、本日、予期せざる空襲におびえる国民のために、日本社会党を代表して、総理並びに防衛庁長官の責任ある言明を求むるため、質問を試みんとするものであります。(拍手)

今日、われわれの周囲はまことに危険な状態に置かれております。地上には走る凶器が横行し、空には予告なくして落ちてくる凶器あり、日本全国六十余州いすれに安住の地を求め、まことに悲しき状態といわなければならぬのであります。(拍手)ましてや、最近における自衛隊の航空事故の頻発は、もはやこれ以上懸念することのできない問題であると思ふのであります。

本年二月六日、八戸沖におきまして、海上自衛隊機の事故により十名のとうとき犠牲者を出し、いまだその遺体もその機体も収容することのできないうちに、二月二十六日には山口県のは小田原市において、航空自衛隊所属のジェット機二機が墜落しておるのである。しかも一昨十一月には、御丁寧に、南は福岡と北は北海道の二カ所において墜落事故を起しておるのであります。新聞の報ずるところによりますと、本年になって十二機の飛行機が墜落しておるから、五日間に一機の割合で落ちておるということになる。防衛庁当局の提出した資料によりまして、今日まで墜落せる飛行機の数は百九十八機、乗務員の死亡せる者百二十七名に及んでおります。これらの事故によつて、そのとうとき生命が失われた乗務員各位、並びに被災を受けた人たちの犠牲を惜しむはもとよりのことながら、国家経済の損失の面から見ましても、ゆゆしき問題であるといわなければならぬのであります。

(拍手)一人のパイロットを養成するに五千万円ないし一億円の経費を費やしながら、これが訓練の途上において

むなしく姿を消していき、一機三億円から五億円もするという高価な国の財産が、次から次へと失われていくことは、国家経済の面から見ましても、放置することのできない問題であると思ふのであります。ましてや、何の予告もなく頭上から落下してくる怪物の犠牲にさらされておる国民の不安は、まさに言語に絶するものがありといわなければなりません。(拍手)しかも、この不安にはおまけがついております。それは在日米軍の航空事故であります。

この悲しむべき付録の件数も、昭和二十七年以後百八十二機に及んでおりますから、まさに日本の国民は、日米両軍の予告なき空襲にさらされておるといわなければならぬのであります。(拍手)

この際、私は、国防会議議長池田総理大臣並びに藤枝防衛庁長官に対し、国民にかわつてかくのごとき不幸なる事故を絶滅するための対策を強く要望すると同時に、以下数点にわたつてその内容について質問を行ないたいと思ひます。

第一に質問したいことは、昨年未以降における航空機の事故の激増は、その根本原因は一体いすれにあるのか、責任ある調査の結果があるならば、これを明らかにしていただきたいと思ひます。新聞の報道によると、防衛庁当局は、飛行件数や飛行時間の面から見れば、統計的には事故が多いとは言えないと言われているが、最近における事故の現況は、まさに異常といわなければなりません。統計的に云々というがごときは、かつて米軍当局が、交通事故に比べれば飛行機の事故は何万分の一などと放言した、無責任なる言明にも似た暴言といわなければならぬのであります。

次に、防衛庁のあげた事故の原因の中には、パイロットのあやまちや未熟練によるものがその大半を占めておるといふことであるが、未熟練なる者に操縦をさせ、人命、機体等を犠牲にする、そのこと自体が検討されなければならぬ問題だと思ふが、これに対する防衛庁長官の見解を要望するものであります。(拍手)

次に、未熟練なる者にでもひんぱんに操縦をさせなければならぬ事態が防衛庁の内部に存在してはならないかという疑問である。最近、アメリカは南ベトナムにおける内戦に干渉し、第七艦隊を初め、極東の米軍はすでに戦時体制に入つておるといふことである。行く行くは在日米軍もこの戦況に参加する場合もあり得るといふ状態に置かれておる現状から見れば、日本の自衛隊も、事の緊迫感に伴い、ジェット・パイロットの養成に血道を上げておる中から、事故件数の激増を引き起こしておるものがあるとはいふかと考へるが、これに対する長官の現況報告を願ひたいと思ふのであります。

次に、防衛庁は、事故の問題については常に過去の数字を引き出して、現状を誇ろつておられます。たとえば、昭和三十一年、三十二年の事故に比較して、その事故率は激減しておるといふが、今後機種の更新に伴い、また再び激増してくる危険性を感ぜざるを得ないのであります。すなわち、プロペラ機からジェット機に進入しなげえをしなければならぬ現状から見れば、現在の危険が緩和されるとは考えられません。プロペラ機がF86Fジェット機

にかわり、F86Fジェット機がF104Jに入れかわつていく急激な変化の過程の中で、今後ますます追落事故の犠牲者は激増するものと思ひ、これについても長官の見解をただしておきたいと思ひます。

次は、ジェット戦闘機の機数の増加とパイロット養成の現状からくる矛盾である。たとえば、昭和三十年より昨年までの間に三百機のF86ジェット機が装備されて参りましたが、これを操縦するパイロットを充足することは、容易なことではなかつたことは事実である。次にまた、第二次防衛計画に基づいてF104ジェット機二百機が新たに装備されていくわけであり、飛行機はあれども操縦士はいないという現状から、その養成訓練に過重が生じたり、また未熟練なる者にも無理な操縦を強要する等の危険が存在するものといわなければならないのである。この際、新三菱重工には多少不満は出てくるかも知れませんが、飛行機を先に買入れてパイロットを急造していくよりも、みづちりとパイロットを養成し、飛行機をあとで買い込むより、装備計画を再検討してみる必要があるのではないかと思ひ、この点については、国防会議議長はおられませんが、後日答弁を願ひとして、防衛庁長官の所見を承つておきたいと思ひのであります。(拍手)

次に、パイロットの養成訓練の内容であります。パイロットの教育は、英文、英語を主体とし、アメリカの教育方法そのまゝを使用しておるものと思ひます。このことのよしあしは別として、パイロットにとつては相当の加重であることは事実でございます。複雑化し

た機械の内容、音速をこえる飛行訓練等、一人前のパイロットを作り上げるために、相当の時間をかけなければならぬと思ひ、この点であります。現在、三年六月から四年間の期間を設けて教育をしておりますが、新聞の漫画にならうわけではありませぬけれども、この際振り出しに戻つてこの期間を再検討してみることがありはしないかというところを、防衛庁長官からその所見を承つておきたいと思ひのであります。

以上指摘した幾つかの問題は、われわれの単なる想像や危惧の一端に過ぎないのであります。当然これらの問題については当局側の十分なる関心と注意が払われてきたものと思ひます。しかし、それでも事故は現実起こつております。われわれの指摘するところが多少なりとも的中しているといふところにかかわらず、いづれに事故の原因を突きとめ、抜本的な対策を講じなければならぬことだけは事実であると思ひます。当局においても、しつとに対する反発の答弁ではなく、誠意のある答弁を要請するものでござい

ます。最後に、私は、本日の御出席がないのが残念でございますが、御答弁は後日に譲るといたしましたが、この際池田総理に一言お尋ねしておきたいことがございします。

聞くところによりますと、航空自衛隊の源田元空幕長は、七月一日に予定されている参議院選挙に出馬するため、四月七日付をもつて辞職せられたのであります。源田氏はかつてグラマンをロッキードにすり変えた偉大な政治家でございします。それであるから政治に関心を持たれることはこれまた

自由といわなければなりません。幕僚長の職にありながら、参議院に立候補するため、その職務が手につかず、選挙の事前工作にきき身をやつしておつたという風評が今日流れておるのではありませんが、飛行機事故の続出しておる今日、当の責任者がかくのごとき状態はまことに遺憾のききみであるといわなければならぬのであります。(拍手)今日の事故の続出する原因はここにその一端があるといつても過言ではないと思ひのであります。源田氏に

対する私の批判はさておきまして、私が政府にただしたいことは、政府は今、今国会に公職選挙法改正案を提出されておるのであります。その内容は選挙制度審議会の答申を無視した粗末なごまかしものであるとわれわれは思ひます。しかし、その粗末なごまかし改正案のうちにも、政府の高級職員立候補制限がうたわれておるのであります。

源田元空幕長は、最近まで政府の高級職員であり、自衛隊二十六万の票を目標に選挙を行なうとするのである限り、当然この規制に当てはまるものと考へなければならぬのであります。自衛隊は総理の直属の部隊、源田氏はかつては総理の直属の部下であつたはずであります。内閣首班の総理は、法案提出の責任者である。その責任者の部下がその規制を破ろうとしてい

ることに對して、いかなる見解を有せられるのであります。もちろんいまだ法案は議決されておられません。しかし、議決をされておらないから、そのことを理由として御答弁をなさるとするならば、私は総理の政治的責任と良心を疑はなければならぬのであります。しかもまた、伝えられると

ころによりますと、源田氏は自民党の公認として出馬をなさるとのことでございますが、これはあくまで私的なうわさすぎないだらうと思ひます。よもや総理が今日の立場上、自民党の総裁として源田氏の公認を認めることはあるまいと私は信じております。が、もしかりにこれを認めるようなことありとせば、これこそまさに朝三暮四、国民を愚弄するもはなはだしき行為なりといわなければならぬのであります。後日でもつけこうでござい

ますから、これに対する総理の明確な御答弁を要求いたしまして、私の質問を打ち切りたいと思ひます。(拍手)

○国務大臣(藤枝泉介君) 最近に至りまして自衛隊の航空事故が頻発いたしておりますことはまことに遺憾でございます。ことに最近の小田原並びに一日の事故におきましては、とうとう人命を奪ひ、あるいは財産に重大な損害を与えておまして、遺族の方や被害者の方々に對しましては、心から申しわけなく存じておる次第でございます。その善後措置は誤りなくやるつもりでございます。

お話にもありましたように、実は三十六年度一年を通算いたしますと、前年よりも航空事故が減つておるのでございします。最近相次いでおりますことはまことに残念に思ひます。事故の原因につきましてはいろいろの要因が錯綜する場合もございします。なか

め、あるいは教育期間、飛行時間等を詳細にきめて訓練をいたしておるのでございまして、無理な訓練をいたしておるようなことはございしません。ことに御指摘のような東南アジア等の情勢からいたしまして、無理な訓練をしておるのではないかと御指摘でございますが、そのようなことはございしません。また104を採用いたしましたので

ジェット・パイロットの養成を急いでおるのではないかと御指摘をいたしておりますが、104のパイロットは、86のパイロットのうち五百時間以上の航空経験のありますものから採用をいたしたのでございまして、これらは四百名以上

でございますので、無理に急いでジェットのパイロットを養成するといふような必要はないわけでございます。また、英語の教育が何か支障になつておるのではないかと御指摘をいたしておりますが、航空用語は御承知のように英語で言われておりますが、一部日本語を採用しておるのでございします。これは英語と申しますが、むしろ符号

のよりなものでございまして、隊員の諸君には負担にはなつておらないようでございます。また教科書等は、航空自衛隊におきまして独自に作つておるのでございまして、特に英語を過重しておるようなことはございしません。従ひまして、ジェット・パイロットの養成につきましても、現在の段階を十分に進めて参りたいと思ひますが、しかしながら、とにかくこうした事故が起つておるのでございまして、この原因を探究し、再びかようなことのないように努力をして参りたいと思ひます。

航空自衛隊におきましては地区を分けて、司令官が安全規律について今月から来月にかけて査察を行なつておるような次第でございます。(拍手)

日程第一 労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第二 臨時司法制度調査会設置法案(内閣提出)

○副議長(原健三郎君) 日程第一、労働省設置法の一部を改正する法律案、日程第二、臨時司法制度調査会設置法案、右両案を一括して議題といたします。

労働省設置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。
昭和三十七年一月二十三日
内閣総理大臣 池田 勇人

労働省設置法の一部を改正する法律

労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「労働補償部」の下に「及び貸金部」を加える。

3 貸金部は、第一項第一号に掲げる事務のうち貸金に関するもの、同項第六号の四に掲げる事務及び同項第十一号に掲げる事務のうち最低貸金法の施行に関するものをつかさどる。
第二十二条の表を次のように改める。

区 分		定 員
本省	中央労働委員会	三、七三人
公共企業体等労働委員会		八人
合 計		三、八一人

附 則
1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。
2 昭和三十七年九月三十日までの間は、改正後の第二十二条の表中「三、七三人」とあるのは「三、七三三人」と、「三、七三九人」とあるのは「三、七三九四〇人」とする。

理 由
貸金に関する事務の円滑な遂行を期するため労働省労働基準局に貸金部を設置するとともに、労働省本省の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

臨時司法制度調査会設置法案

右
国会に提出する。
昭和三十七年二月十二日
内閣総理大臣 池田 勇人

臨時司法制度調査会設置法

第一条 内閣に、臨時司法制度調査会(以下「調査会」という。)を置く。
(所掌事務)
第二条 調査会は、司法制度の運営の適正を確保するため、主とし

て、次の各号に掲げる事項に関する緊急に必要な基本的かつ総合的な施策について調査審議する。

一 法曹二元の制度(裁判官は弁護士となる資格を有する者で裁判官としての職務以外の法律に関する職務に従事したもののうちから任命すること)を原則とする制度をいう。)

二 前号に掲げるもののほか、裁判官及び検察官の任用制度及び給与制度に関する事項

調査会は、前項の施策に関し、内閣の諮問に答申し、又は内閣に意見を述べる。

調査会に、前項の答申又は意見を内閣から国会に報告するよう、内閣に申し出ることができ

(組織)
第三条 調査会は、委員二十人以内で組織する。

第四条 委員は、次の各号に掲げる者について、内閣が任命する。

一 衆議院議員のうちから衆議院が指名する者 四人
二 参議院議員のうちから参議院が指名する者 三人
三 裁判官 三人
四 検察官 三人
五 弁護士 三人
六 学識経験のある者 四人以内

内閣は、前項第五号及び第六号の委員の任命については、あらかじめ両議院の同意を得なければなら

て、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣は、前項の規定にかかわらず、これらの委員を任命することができる。

前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の承認を得られないときは、内閣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

内閣は、第一項第五号及び第六号の委員について、心身の故障のため職務の執行ができないと認め

る場合又は職務上の義務違反その他委員たるに値しない非行がある

と認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することが

委員は、非常勤とする。
裁判官である委員が特別職の職員

の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第九

の規定により受けるべき手当に

しては、同法第十四条の規定の例による。
(会長)
第五条 調査会に、会長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、会長の推薦により、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。
(幹事)
第七条 調査会に、幹事を置く。

2 幹事は、学識経験のある者及び関係機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 幹事は、調査会の所掌事務について、委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。
(資料提出の要求等)
第八条 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認める

ときは、行政機関、裁判所並びに日本弁護士連合会及び弁護士会に

対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 調査会は、この所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
(事務局)
第九条 調査会の事務を処理させるため、調査会に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長、事務局事務官その他所要の職員を置く。

3 事務局局長は、内閣総理大臣が任命する。

4 事務局局長は、会長の命を受けて、事務局の事務を掌理し、部内の職員の任免、進退を行ない、か

つ、その服務につき、これを監督する。

5 事務官は、命を受け、事務を整理する。

6 事務局長を除くほか、事務局に恒常的に置く必要がある職に充てべき常勤の職員は、四人とする。

(主任の大臣)

第十條 調査会に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(委任規定)

第十一條 この法律で定めるもののほか、調査会に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十七年九月一日から施行する。ただし、附則第二項の規定は、公布の日から施行する。

(この法律の施行前における指名及び同意)

2 第四條第一項第一号及び第二号の指名並びに同条第二項の同意は、この法律(前項ただし書に係る部分を除く。)の施行前においても、これを行うことができる。

(国家公務員法の一部改正)

3 国家公務員法(昭和二十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項中第十一号の三を第十一号の四とし、第十一号の二の次に次の一号を加える。

十一の三 臨時司法制度調査会の委員

(法務省設置法の一部改正)

4 法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十七條の次に次の一条を加える。

第十八條 法務大臣は、臨時司法制度調査会設置法(昭和三十一年法律第 号)第二條第一項に規定する施策については、臨時司法制度調査会が置かれていた間は、法制審議会に諮問しないものとする。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

5 特別職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第一條第十七号の二の次に次の一号を加える。

十七の三 臨時司法制度調査会の委員

(この法律の失効)

6 この法律は、昭和三十九年八月三十一日限り、その効力を失ふ。

理 由

司法制度の運営の適正を確保するため、主として法曹一元の制度に関する事項その他裁判官及び検察官の任用制度及び給与制度に関する事項に關する緊急に必要な基本的かつ総合的な施策について調査審議する機関として、内閣に臨時司法制度調査会を置く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長中島茂喜君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔中島茂喜君登壇〕

○中島茂喜君 ただいま議題となりました二法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、労働省設置法の一部を改正する法律案は、第一に、賃金に関する事務の円滑な遂行を期するため、労働省労働基準局に賃金部を設置すること、第二に、労働省本省の職員の定員を二百七十七名増員することでありました。

本案は、一月二十三日日本委員会に付託され、二月一日政府より提案理由の説明を聴取し、四月十二日、質疑を終了いたしましたところ、本案に対し、草野委員外四名より、施行期日を公布の日に変更、定員に関する改正規定は四月一日適用とする旨の修正案が提出され、討論もなく、採決の結果、多数をもって修正案の通り修正議決いたしました。

次に、臨時司法制度調査会設置法案について申し上げます。

近時、訴訟遅延の現象はさうやく著しく、わが国の司法制度は、この面においてきわめて憂慮すべき状態にあり、これが抜本的対策を樹立することは焦眉の急務と考えられるが、事は司法制度の根本にかかわる重要問題であることにかんがみ、各界の英知を結集して、この問題の検討に万全を期する必要があるとして、内閣に臨時司法制度調査会を二年間設置しようとするのが、本案の骨子であります。

内容のおもなる点を申し上げますと、第一に、調査会は、主として法曹一元の制度並びに裁判官及び検察官の任用制度及び給与制度に関する緊急に必要な基本的かつ総合的な施策につき、調査審議して内閣の諮問に答申し、または内閣に意見を述べること、第二は、調査会は委員二十人以内で組織し、委員には、国會議員、裁判官、検察官、弁護士及び学識経験者から内閣が任命すること、第三は、調査会に事務局を置き、事務局長は、内閣総理大臣が任命すること等でありました。

本案は、二月十二日本委員会に付託され、同十三日政府より提案理由の説明を聴取し、四月十二日、質疑を終了、討論もなく、採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

労働省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

労働省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和三十七年四月一日から施行する。」を「公布の日から施行する。ただし、第二十二條の表の改正規定及び附則第二項の規定は、昭和三十七年四月一日から適用する。」に改める。

○副議長(原健三郎君) 起立多数。

次に、日程第二につき採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(原健三郎君) 起立多数。

次に、日程第三 地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(原健三郎君) 日程第三、地方自治法の一部を改正する法律案を議題といたします。

地方自治法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十七年三月十二日

内閣総理大臣 池田 勇人

地方自治法の一部を改正する法律

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第六十條第二項中「第二百五十九條の下に」及び第二百五十九條の二を加える。

昭和三十三年四月十三日 衆議院會議録第三十六号 地方自治法の一部を改正する法律案

第八十二條第一項中「選挙管理委員は」の下に、「選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に關し公正な識見を有するものの中から」を加え、「選挙権を有する者の中から」を削り、同条第二項中「同時に」の下に、「同項に規定する者のうちから」を加え、同条第五項の次に次の一項を加える。

委員は、地方公共団体の議会の議員及び長と兼ねることができない。

第八十二條第三項の次に次の一項を加える。

法律の定めるところにより行なわれる選挙、投票又は国民審査に關する罪を犯し刑に処せられた者は、委員又は補充員となることができない。

第八十三條第一項本文中「三年」を「四年」に改める。

第八十四條第一項前段中「又は第八十條の五第六項の規定に該当するときを」、第八十條の五第六項の規定に該当するとき又は第八十二條第四項に規定する者に該当するとき」に改め、同項後段中「同項」を「第八十條の五第六項」に改める。

第九十一條第一項を次のように改める。

都道府県及び市の選挙管理委員会に書記長、書記その他の職員を置き、町村の選挙管理委員会に書記その他の職員を置く。
第九十一條第二項中「書記」を「書記長、書記」に改め、同条第三項を次のように改める。

書記長は委員長の命を受け、書記その他の職員又は等百八十條の三の規定による職員は上司の指揮を受け、それぞれ委員会に關する事務に従事する。
第九十三條中「書記」を「書記長、書記」に改める。
第二百三十九條の三に次の一項を加える。

前二項の規定は、普通地方公共団体が資本金の一部を出資している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が借入金金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行なう等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるものにこれを準用する。
第二百四十四條に次の一項を加える。

普通地方公共団体の長は、第二百三十九條の三第三項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。
第十章中第二百五十二條の十八の次に次の一條を加える。

第二百五十二條の十八の二 普通地方公共団体は、国又は他の普通地方公共団体の職員から引き続いて当該普通地方公共団体の職員となつた者に係る退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該国又は他の普通地方公共団体の職員としての引き続いた在職期間を当該普通地方公共団体の職員としての引き続いた在職期間に連算する趣旨を講ずるよう努めなければならない。

第十一章中第二百五十二條の二十の次に次の一條を加える。
第二百五十二條の二十一 法律又はこれに基づく政令に定めるもののほか、第二百五十二條の十九第一項の規定による指定都市の指定があつた場合において必要な事項は、政令でこれを定める。
別表第一中第二十四號の二を削る。

別表第一第二十六號の二中「被害復旧のための復旧基本計画の変更で公共施設の復旧に充てるべき納付金又は負担金に係るものの認可の申請について」を「被害復旧事業団が被害復旧のための復旧基本計画に公共施設の復旧工事に關し見込納付金額又は負担額を減額して記載しようとする場合に当該公共施設の負担区分について」に改める。

別表第一第二十八號の六を第二十八號の七とし、第二十八號の二から第二十八號の五までを一号ずつ繰り下げ、第二十八號の次に次の一号を加える。

二十八の二 踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五號）の定めるところにより、鉄道事業者との協議により踏切道について立体交差化計画又は構造改良計画を作成し、又は変更して、主務大臣に提出し、及び踏切道の改良を実施すること。

別表第一第二十九號中「ろ、学校」を「養学校」に改める。

別表第二第二号（二十五）中「被害復旧のための復旧基本計画の変更で公共施設の復旧に充てるべき納付金又は負担金に係るものの認可の申請

について」を「被害復旧事業団が被害復旧のための復旧基本計画に公共施設の復旧工事に關し見込納付金額又は負担額を減額して記載しようとする場合に当該公共施設の負担区分について」に改める。

別表第二第二号中（二十六の六を二十六の七とし、二十六の五を二十六の六とし、二十六の四を二十六の五とし、二十六の三を二十六の四とし、二十六の二の次に次のように加える。

（二十六の三） 踏切道改良促進法の定めるところにより、鉄道事業者との協議により踏切道について立体交差化計画又は構造改良計画を作成し、又は変更して、主務大臣に提出し、及び踏切道の改良を実施すること。

別表第三第一号（五の七の次に次のように加える。
（五の八） 水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八號）及びこれに基づく政令の定めるところにより、特定施設の新設又は改築に要する費用の負担金を徴収して、これを国に納付すること。

別表第三第一号（五十の次に次のように加える。
（五十の二） 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八號）及びこれに基づく政令の定めるところにより、受給資格者の受給資格及び児童扶養手当の額を認定し、児童扶養手当の支給に關する処分に対する不服申立てに對する裁決をし、受給資格者に對して書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は職員

は負担額を減額して記載しようとする場合に当該公共施設の負担区分について」に改める。

をして受給資格者等に質問させる等必要な調査を行ない、並びに官公署等に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行等に対し必要な事項の報告を求めること。

別表第三第一号（五十五の二）中「特別支給による福祉年金及び二十歳に達する前に初診日があつた者に対する障害福祉年金の受給権の裁定を行ない、福祉年金に關する証書の作成に關する事務を行ない」を「特別支給による福祉年金の受給権の裁定を行ない、考齡年金又は通算老齡年金に係るものを除く給付を受ける権利の裁定、障害年金の受給権者についての廃疾の程度の診査及び障害年金の額の改定並びに国民年金に關する証書の作成に關する事務を行ない」に改め、「前納又は」を削る。
別表第三第一号（六十三の二）の次に次のように加える。

（六十三の三） 農業信用基金協会の法（昭和三十六年法律第二百四號）及びこれに基づく政令の定めるところにより、農業信用基金協会等から必要な報告を徴し、及

びその業務又は会計の状況を検査すること。

別表第三第一号七十三の三「免許」の下に、「免許を受けようとする者に對する講習会の開催」を加え、「業務の停止に關する事務を行なうこと」を「事業の停止に關する事務を行ない、並びに職員をして家畜商の事務所に入入検査させること」に改める。

別表第三第一号七十三の三「指定」の下に、「指定の申請を勧告し」を加え、「産地家畜市場の移転を許可し」を「地域家畜市場の移転を許可し、市場外取引の制限に係る指定及び許可に關する事務を行ない」に改める。

別表第三第一号七十三の五を七十三の六とし、七十三の四を七十三の五とし、七十三の三の次に次のように加える。

七十三の四 畜産物の価格安定等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十三号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、原料乳の価格に關する勧告に關する事務を行なうこと。

別表第三第一号八十一の二の次に次のように加える。

八十一の三 大豆なたね交付金暫定措置法(昭和三十六年法律第二百一十一号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、大豆又はなたねの集荷の業務を行なう者の登録に關する事務を行なうこと。

別表第三第一号百十五の三を百十五の四とし、百十五の二を百十五の三とし、百十五の次に次のように加える。

百十五の二 踏切道改良促進法の定めるところにより、鉄道事業者との協議により踏切道について立体交差化計画又は構造改良計画を作成し、又は変更して、主務大臣に提出し、及び踏切道の改良を実施すること。

別表第三第一号百二十の四の次に次のように加える。

百二十の五 宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一

宅地等の所有者等に対して災害の防止のため必要な措置をとることを勧告し、又は擁壁等の設置等を命じ、並びに宅地造成工事規制区域内の宅地に立入検査し、又は宅地の所有者等から必要な報告を求めること。

別表第三第二号(中「ろ、学校」)を「養学校」に改め、「並びに」の下に「市町村教育委員会の行なう就学義務の猶予又は免除を認可し、及び」を加える。

別表第四第一号中(二十の三)を(二十の四)とし、(二十の二)を(二十の三)とし、(二十の次に次のように加える。

(二十の二) 踏切道改良促進法の定めるところにより、鉄道事業者との協議により踏切道について立体交差化計画又は構造改良計画を作成し、又は変更して、主務大臣に提出し、及び踏切道の改良を実施すること。(第二百五十二条の十九第一項の指定都市の市長に限る。)

別表第四第一号(二十一)の次に次のように加える。

(二十二) 公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、都道府県又は都道府県知事が施行する市街地改造事業に係るものを除き、市街地改造事業の施行の準備又は施行のための他人の占有する土地の試験等及び市街地改造事業の施行の障害となるおそれがある土

地の形質の変更等の許可に關する事務を行ない、土地の原状回復又は違反建築物等の移転若しくは除却を命じ、並びに原状回復命令等に対する不服申立てに對する裁決をすること。(第二百五十二条の十九第一項の指定都市の市長に限る。)

(二十三) 宅地造成等規制法及びこれに基づく政令の定めるところにより、宅地造成工事規制区域の指定又はその申出のための他人の土地の試験等の許可、宅地造成に關する工事の許可及び宅地造成に關する工事等の届出の受理に關する事務を行ない、宅地造成工事の技術的基準について規則を定め、工事完了の検査を行ない、違反工事の施行の停止等を命ずる等必要な監督処分を行ない、宅地等の所有者等に対して災害の防止のため必要な措置をとることを勧告し、又は擁壁等の設置等を命じ、並びに宅地造成工事規制区域内の宅地に立入検査し、又は宅地の所有者等から必要な報告を求めること。(第二百五十二条の十九第一項の指定都市の市長に限る。)

別表第四第二号(二十四)の四中「任意加入」の下に、「障害年金の額の改定」を、「申出」の下に、「請求」を加え、「福祉年金の受給権」を「特別支給による福祉年金の受給権及び老齢年金又は通算老齢年金に係るものを除く給付を受ける権利」に、「福祉年金に關する証書の交付」を「国民年金に關する証書の交付等」に改め、

同号中(二十四の四)を(二十四の五)とし、(二十四の三)を(二十四の四)とし、(二十四の二の次に次のように加える。

(二十四の三) 児童扶養手当法及びこれに基づく政令の定めるところにより、受給資格者又はその監護し若しくは養育する児童の戸籍に關し無料で証明を行ない、受給資格者又は児童扶養手当を受けている者等から受給資格及び児童扶養手当の額についての認定の請求又は届出等を受理し、これらに係る事実を審査し、並びに児童扶養手当に關する証書の交付に關する事務を行なうこと。

別表第四第二号(二十四)中「地理調査所長」を「国土地理院の長」に改める。

別表第四第二号(四十九)の五の次に次のように加える。

(四十九の六) 宅地造成等規制法の定めるところにより、宅地造成工事規制区域の指定又はその申出のための他人の占有する土地の障害物の伐除の許可に關する事務を行ない、及び宅地造成に伴う災害の防止に關し都道府県知事に意見を申し出ること。

別表第七第一号の表地方社会保険医療協議会の項担任する事務の欄中「第十三条第二項及び」及び「療養担当者の保険診療に對する指導監督に

昭和三十七年四月十三日 衆議院會議録第三十六号 地方自治法の一部を改正する法律案

関する事項を、「を削り」、「並びに保険医を「保険医」に、「登録の取消」を「登録の取消し等」に改める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 (選挙管理委員に関する経過措置) この法律の施行の際現在に在職する選挙管理委員については、この法律の施行前に処せられた刑に關しては、この法律による改正後の地方自治法(以下「新法」という。)第百八十二条第四項の規定は、適用しない。この場合において、その者は、新法第百八十四条第一項前段の規定にかかわらず、その任期中に限り、なお、従前の例により在職するものとする。
- 3 この法律の施行の際現在に地方公共団体の議会の議員又は長と兼ねている選挙管理委員については、新法第百八十二条第七項の規定は、その現に兼ねている職に限り適用しない。
- 4 この法律の施行の際現在に在職する選挙管理委員の任期は、新法第百八十三条第一項本文の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 (法人の経営状況の報告に関する経過措置) 新法第百四十四条第四項の規定は、この法律の施行の日以後に始まる事業年度から適用する。
- 6 (地代家賃統制令の一部改正) 地代家賃統制令(昭和二十一年勅令第四百四十三号)の一部を次のように改正する。

- 7 死産の届出に関する規程の一部(改正) 死産の届出に関する規程(昭和二十一年厚生省令第四十二号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項中、「特別市及び地方自治法第百五十五条第二項の市」と及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十二条の十九第一項の指定都市」に改める。
- 8 (地方財政法の一部改正) 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。
第三十二条中「京都市、大阪市、横浜市、神戸市、名古屋市の地方自治法第百五十二条の十九第一項の指定都市」に改める。
- 9 (当せん金附証票法の一部改正) 当せん金附証票法(昭和二十三年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項中「京都市、大阪市、横浜市、神戸市、名古屋市の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十二条の十九第一項の指定都市に改める。
(死体解剖保存法の一部改正) 死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

- 11 (公職選挙法の一部改正) 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。
目次中「第八十七条の二(知事、市長を退職した者の立候補制限)」を削り、「第二百五十九条(地方公共団体の長の任期の起算)」を「第二百五十九条(地方公共団体の長の任期の起算の特例)」に改める。
第六十八条第二号中「第八十七条の二(知事、市長を退職した者の立候補制限)」を削る。
第八十七条の二を削る。
第二百五十九条の次に次の一条を加える。
(地方公共団体の長の任期の起算の特例)
第二百五十九条の二 地方公共団体の長の職の退職を申し出た者が当該退職の申立てがあつたことにより告示された地方公共団体の長の選挙において当選人となつたときは、その者の任期については、当該退職の申立て及び当該退職の申立てがあつたことにより告示された選挙がなかつたものとみなして前条の規定を適用する。

- 12 (図書館法の一部改正) 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。
第十三条第三項ただし書中「市(以下「五大市」という。))を(「指定都市(以下「指定都市」という。))に、「五大市以外の市」を「指定都市以外の市」に改める。
- 13 (地方税法の一部改正) 地方税法(昭和二十五年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。
第七百四十六条の次に次の一条を加える。
(指定都市の指定があつた場合の大規模の償却資産に対する固定資産税の特例)
第七百四十七条 第三百四十九条の四、第三百四十九条の五及び第七百四十条から前条までの規定は、一月二日以後四月一日以前において地方自治法第百五十二条の十九第一項の規定により指定された市に所在する大規模の償却資産に対して課する固定資産税については、当該指定された日(以下「指定日」という。)の属する年の四月一日の属する年度の固定資産税に限り、適用しないものとする。この場合において、指定日前に当該固定資産税について第七百四十三条第一項若しくは第二項又は第七百四十五条の規定により道府県知事又は道府県の徴税吏員がした行為及び納税義務者が道府県知事に對してした行為は第三章第二節の規定により当該

- 14 (地方公務員法の一部改正) 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。
第七條第二項中「地方自治法第百五十五條第二項の市」を「前項の指定都市」に改める。
(外国人登録法の一部改正) 外国人登録法(昭和二十七年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項中「京都市、大阪市、名古屋市、横浜市及び神戸市」を「及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十二条の十九第一項の指定都市」に改める。

(警察法の一部改正)
16 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四章第二節第四十六條の次に次の一條を加える。

(指定市の指定があつた場合における県公安委員会の組織等に関する特例)

第四十六條の二 新たに指定市の指定があつた場合における当該指定市を包括する県の県公安委員会の第三十九條第一項ただし書に規定する委員が最初に任命されるまでの間の委員の數及びその最初に任命される委員の任期に関する本節の規定の適用の特例については、政令で定める。

(地方道路譲与税法の一部改正)
17 地方道路譲与税法(昭和三十年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第六條の次に次の一條を加える。

(指定市の指定があつた場合における譲与の基準に関する特例)

第七條 新たに指定市の指定があり、当該指定市の長又は当該指定市が道路法第十二條の第二項又は第十七條第一項に規定する管理を行なうこととなつた場合における第二條の規定の適用の特例については、政令で定める。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

18 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第

百六十二号)の一部を次のように改正する。

第六十一條中「應置分合があつた場合」の下に「及び指定都市の指定があつた場合」を加える。

理 由

選挙管理委員の資格を定め、その兼職禁止及び任期について合理化を図る等選挙管理委員会に関する規定を整備し、普通地方公共団体が出資、債務保証、損失補償等をしてい

る法人に対する普通地方公共団体の関与の方法を定め、指定都市の指定に伴う必要な措置についての規定を設け、その他普通地方公共団体が処理しなければならない事務等を掲げた別表に所要の改正を加えることとす。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員会理事綱

○報告書は本号末尾に掲載

【綱要三君登壇】
○綱要三君 ただいま議題となりま

した地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げま

す。本案の要旨は、第一に、選挙管理委員の資格要件を厳格かつ適正ならしめるとともに、その兼職禁止及び任期等について合理化をはかること、第二

は、地方公共団体が出資、債務保証、損失補償などをしてい

る公社等の法人に對して、報告を求め、調査を行なう等の方法により、地方公共団体が関与できるようにすること、第三は、国

または他の地方公共団体から引き継ぎ地方公共団体の職員となつた者の退職手

当の算定について、地方公共団体は在職期間の通算措置を講ずるよう努めな

ければならないものとする

こと、第四は、今後新たに指定都市となつた都市について、大規模債権資産に対する固

定資産税や地方道路譲与税に関する特例その他必要な経過規定を定めることなどでありま

す。本案は、去る三月十二日当委員会に付託され、三月十三日政府より提案理

由の説明を聞き、自來熱心に審議を続けて参りましたが、その詳細は会議録に譲りたいと思

ひます。かくて、四月十二日、質疑を終了し、討論の通告もありま

せんので、採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決

定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 採決いたしま

す。本案の委員長報告は可決でありま

す。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めま

す。(賛成者起立)

○副議長(原健三郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第四 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(原健三郎君) 日程第四、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和三十七年二月七日
内閣総理大臣 池田 勇人
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律
(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)
第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表を次のように改める。

不具庶疾の程度	年 金 額
特別 項 症	第一項症の年金額に二一六、五〇〇円以内の額を加えた額
第一 項 症	二三三、〇〇〇円
第二 項 症	一八九、〇〇〇円
第三 項 症	一五一、〇〇〇円
第四 項 症	一〇七、〇〇〇円
第五 項 症	七〇、〇〇〇円
第六 項 症	五二、〇〇〇円
第一 款 症	三三、〇〇〇円
第二 款 症	三五、〇〇〇円
第三 款 症	三〇、〇〇〇円
不具庶疾の程度	金 額
第一 款 症	二四八、〇〇〇円
第二 款 症	二〇五、〇〇〇円
第三 款 症	一七六、〇〇〇円

第八条第三項の表を次のように改める。

昭和三十七年四月十三日 衆議院會議録第三十六号 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

第八条第四項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	年 金 額
特別 項 症	第一項症の年金額に五八、二五〇円以内の額を加えた額
第一 項 症	一六、五〇〇円
第二 項 症	九四、五〇〇円
第三 項 症	七五、五〇〇円
第四 項 症	五三、五〇〇円
第五 項 症	三五、〇〇〇円
第六 項 症	二六、〇〇〇円

第二十六條第一項各号中「五万一千円」を「七万一千円」に改め、同条第三項中「二万五千五百円」を「三万五千五百円」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)
第二条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二十二項を次のように改める。

22 昭和三十七年十月一日又は同日以後において、現に遺族年金を受ける権利を有する者で、同日以後、恩給法等の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第 号)による改正後の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八法律第五十五号)附則第四十三條の規定により、公務扶助料を受ける権利又は資格を有するに至つたものの遺族年金については、附則第十四項から附則第十六項までの規定を準用する。この場合において、附則

第十四項から附則第十六項までの規定中、「この法律の施行の際」とあるのは、附則第十四項については、「当該公務扶助料を受ける権利を有するに至つた際」と、附則第十五項については、「当該公務扶助料を受ける資格を有するに至つた際」と、附則第十六項については、「当該公務扶助料及び当該普通扶助料を受ける権利を有するに至つた際」と読み替へるものとする。

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正)
第三条 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第八条中「四千二百五十円」を「五千九百十円」に改める。

第十六条第一項中「三千円」を「五千円」に改める。

第十七条第一項中「二千七百円」を「三千五百円」に改める。

第十八条第五項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第六

項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 厚生大臣は、前項の規定による療養の給付を受けている者が、同項の期間を経過する日において、なお、引き続き療養を要する場合においては、その期間の経過後においても、当分の間、その者の申請により、必要な療養の給付を行ふことができる。

附則第二十三項中「同条第四項」を「同条第六項」に改め、附則第四十項中「附則第四十五項」を「附則第四十六項」に改める。

附則第四十九項を附則第五十項とし、附則第四十八項を附則第四十九項とし、附則第四十七項中「附則第四十五項」を「附則第四十六項」に改め、同項を附則第四十八項とし、附則第四十六項を附則第四十七項とし、附則第四十五項を附則第四十六項とし、附則第四十四項中前三項を「前四項」に改め、同項を附則第四十五項とし、附則第四十三項の次に次の一項を加える。

44 厚生大臣は、前項の規定により療養の給付を受けている者が、同項に規定する期間を経過する日において、なお、引き続き療養を要する場合においては、その期間の経過後においても、当分の間、その者の申請により、必要な療養の給付を行ふことができる。

(引揚者給付金等支給法の一部改正)
第四条 引揚者給付金等支給法(昭和三十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則第七項の次に次の一項を加える。

(国債の元利金の支払の特例)
8 第十四条に規定する国債の元利金については、当分の間、その消滅時効が完成した場合においても、その支払をすることができ。

(未帰還者に関する特別措置法の一部改正)
第五条 未帰還者に関する特別措置法(昭和三十四年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書を削る。

第四条中「及び兄弟姉妹の下に並びにこれら以外の三親等内の親族(未帰還者が死亡したものとみなされる日において帰還していたとすれば、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたと認められる者に限る。)」を加える。

第五条第一項第一号中「未帰還者の二親等内の血族」を「前条本文に規定する者」に改め、同項に次の一号を加える。

十一 前各号に掲げる者外以下の者

第十三条第一項中「第二条第一項各号のいずれかに該当する」を削り、「第四欄に掲げる日」の下に「(同日後生存していたと認められる資料のある者については、戦時死亡宣告が、民法第三十条第一項の規定によるものであるときは同条同項の期間の初日の前日、同法同条第二項の規定によるものであるときは危難の去つた日)」を加え、同項の表第四欄中(同年四月一日以後同年十二月三十一日まで)の間に生存していたと認められる

資料のある者については、同日」を削る。

第十三条第二項中「第二条第一項各号のいずれにも該当しなかつたとき」を「生存していること又は戦時死亡宣告により死亡したものとみなされた日と異なる日に死亡したことが判明したとき」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。ただし、第一条中戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「遺族援護法」という。)第八条第一項及び第四項並びに第二十六條の改正規定、第二条の規定、第三条中未帰還者留守家族等援護法(以下「留守家族援護法」という。)第八条の改正規定並びに附則第二項及び附則第四項から附則第九項までの規定は同年十月一日から、第一条中遺族援護法第八条第三項の改正規定及び附則第三項の規定は昭和三十八年七月一日から施行し、改正後の未帰還者に関する特別措置法第四条及び第五条の規定は、昭和三十四年四月一日から適用する。

(遺族援護法の一部改正に伴う経過措置)
2 改正後の遺族援護法第八条第一項の規定にかかわらず、昭和三十七年十月分から昭和三十八年六月分までの第二款に係る障害年金の額は二万六千円、昭和三十七年十月分から昭和三十八年六月分までの第三款に係る障害年金の額は二万二千円とする。

3 昭和三十一年八月三十日まで、支給事由が生じた障害一時金の額については、改正後の遺族援護法第八條第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 昭和三十一年十月分から昭和三十一年六月分までの遺族年金及び遺族給付金の額を算出する場合に、改正後の遺族援護法第二十六條第一項中「七万一千円」とあるのは「六万一千円」と、同条第三項中「三万五千五百円」とあるのは「三万五千円」と読み替えるものとする。

5 前項中「昭和三十一年六月分」とあるのは、遺族年金を受ける者で、昭和三十一年九月三十日において七十歳に達しているものについては「昭和三十一年九月分」と、同年十月一日以後昭和三十一年六月三十日までの間に七十歳に達するものについては「七十歳に達する日の属する月の前月分」と、遺族給付金を受ける者で、昭和三十一年九月三十日において七十歳に達しているものについては「昭和三十一年九月分」と、同年十月一日以後昭和三十一年六月三十日までの間に七十歳に達するものについては「七十歳に達する日の属する月の前月分」と読み替えて、前項の規定を適用するものとする。

6 死亡した者の父又は母に支給する昭和三十一年十月分からの者が六十歳に達する日の属する月の前月分までの遺族年金の額を算出する場合に、改正後の遺族援護法第二十六條第一項中「七万一千円」とあり、及び第四項中「六万一千円」とあるのは、「五万一千円」と読み替えるものとする。ただし、その者が不具廃疾である間に係る遺族年金の額を算出する場合に、この限りでない。

7 昭和三十一年十月分から昭和三十一年六月分までの留守家族手当の額を算出する場合に、改正後の留守家族援護法第八條中「五千九百十円」とあるのは、「五千八百十円」と読み替えるものとする。

8 前項中「昭和三十一年六月分」とあるのは、留守家族手当を受ける者で、昭和三十一年九月三十日において七十歳に達しているものについては「昭和三十一年九月分」と、同年十月一日以後昭和三十一年五月三十一日までの間に七十歳に達するものについては「七十歳に達する日の属する月の前月分」と読み替えて、前項の規定を適用するものとする。

9 未帰還者の父又は母に支給する昭和三十一年十月分からの者が六十歳に達する日の属する月分までの留守家族手当の額を算出する場合に、改正後の留守家族援護法第八條中「五千九百十円」とあり、及び第七項中「五千八百十円」とあるのは、「四千二百五十円」と読み替えるものとする。ただし、その者が不具廃疾である間に係る留守家族手当の額を算出の場合には、この限りでない。

10 昭和三十一年三月三十一日まで、支給事由が生じた葬祭料及び遺骨の引取りに要する経費の額については、改正後の留守家族援護法

第十六條第一項（第二十五條において準用する場合を含む。）及び第十七條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（未帰還者に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

11 この法律の施行前に未帰還者に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第二條第三項に規定する戦時死亡宣告（以下「戦時死亡宣告」という。）を受けた未帰還者に関する、改正前の特別措置法第四條及び第五條の規定により弔慰料の支給を受ける権利を有する者がある場合においては、弔慰料を受けるべき遺族の順位については、改正後の特別措置法第四條及び第五條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

12 この法律の施行前に戦時死亡宣告を受けた未帰還者については、改正後の特別措置法第十三條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（国民年金法の一部改正）

13 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第五條第二項第六号中「附則第四十五項を」附則第四十六項に改める。

（児童扶養手当法の一部改正）

14 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三條第二項第十五号中「附則第四十五項を」附則第四十六項に改める。

理 由

最近の経済情勢にかんがみ、戦傷病者及び戦没者の遺族等について障害年金、遺族年金等の額を増額するとともに、帰還患者の療養の給付の期間を延長し、及び未帰還者に関する特別措置法による弔慰料を受ける遺族の範囲を拡大する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長（原健三郎君） 委員長の報告を求めます。社会労働委員会理事松山千恵子君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔松山千恵子君登壇〕

○松山千恵子君 たいまつ議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案につきましては、社会労働委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。本案は、四法律の改正を内容とするものでございますが、

第一に、戦傷病者戦没者遺族等援護法については、恩給法等の一部改正法案と関連して、遺族年金を現行の五万一千円から七万一千円に、遺族給付金を二万五千五百円から三万五千五百円に増額するとともに、障害年金及び障害一時金をそれぞれ増額するものでございます。

第二に、未帰還者留守家族等援護法については、留守家族手当を四千二百五十円から五千九百十円に増額するとともに、葬祭料を三千円から五千円に、遺骨引取経費を二千七百円から三千五百円に、それぞれ増額するほか、

療養の給付期限を当分の間延長するものでございます。

第三に、引揚者給付金等支給法の改正点は、国債の元利金の支払いについては、その消滅時効が完成しても、当分の間支払いを行なうこととであります。

第四に、未帰還者に関する特別措置法については、厚生大臣が戦時死亡宣告の請求ができる場合を民法の失踪宣告の規定と合わせることに、弔慰料の支給を受ける遺族の範囲を、二親等から三親等内の親族まで拡大することとあります。

本案は、二月七日当委員会に付託され、昨十二日、質疑を終了いたしましたところ、自民、社会、民社の三派共同提案にかかる次の修正案が提出され、小沢委員より趣旨の説明がありました。その要旨の第一は、本案の施行期日を公布の日に変更すること、第二は、引揚者給付金等支給法の外居住期間六月未満の子を引揚者給付金の対象とするにとともに、外居住期間六月未満の者であっても、日本国政府の命令等により外居住者であることを厚生大臣が認めた場合は、開拓民と同様に引揚者給付金の対象とするほか、引き揚げ後死亡した者に支給される遺族給付金の支給要件である二十五才の制限を、二十才に引き下げること、また、給付を受ける権利の時効期間をさらに一カ年延長することとあります。

次いで、採決の結果、本案は全会一致をもって修正議決すべきものと議決いたしました次第でございます。

なお、本案に三派共同にかかる附帯決議を付すことに決したのでござい

昭和三十七年四月十三日 衆議院會議第三十六号 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案 朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

すが、これらの内容につきましては會議録で御承知願いたいと存じます。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第四条中附則第七項の次に一項を加える改正規定の前に次のように加える。

第二条第一項第一号中「開拓民については」を「開拓民及び日本国政府の命令又は要請により外地に生活の本拠を有するに至つたものであると厚生大臣の認める者については」に改め、「以下第三号において同じ。」の下に「及びその者の子であつて同年同月同日以前六箇月未満の期間内に外地において出生し、かつ、引き続き同年同月同日まで外地にいたるもの」を加え、同項第二号中「有していた者」の下に「及びその者の子であつて同年同月同日以前六箇月未満の期間内に外地において出生し、かつ、引き続き同年同月同日まで外地にいたるもの」を加え、同項第五号中「有していた者」の下に「及びその者の子であつて昭和十八年十月一日又は政令で定める地域ごとに政令で定める日まで当該地域にいたるもの」を加える。

第八条第四号中「二十五歳」を「二十歳」に改める。

第九条第一項中「同条第四号」を「前条第四号」に改める。

第十条第一項中「同条第四号」を「前条第四号」に改める。

第十八条中「五年間」を「六年間」に改める。

附則第一項中「昭和三十七年四月一日」を「公布の日」に、「同年」を「昭和三十七年」に改め、「昭和三十八年七月一日から施行し、」の下に「改正後の留守家族援護法第十六条第一項(第二十五条において準用する場合を含む。)及び第七十七条第一項の規定は昭和三十七年四月一日から、」を加える。

附則第十四項を附則第十八項とし、附則第十三項を附則第十七項とし、附則第十二項を附則第十六項とし、附則第十一項を附則第十五項とし、附則第十項の次に次の四項を加える。

(引揚者給付金等支給法の一部改正に伴う経過措置)
11 改正後の引揚者給付金等支給法の規定は、昭和三十二年四月一日以後この法律の施行前に死亡した者(引揚者給付金等支給法第八条第一号に該当した者を除く。)についても適用があるものとし、その者に支給すべき引揚者給付金又は遺族給付金は、それぞれその者の相続人に支給する。この場合において、相続人が受ける引揚者給付金又は遺族給付金については、同法第七条第二項の規定を準用する。

12 前項の規定により相続人が受ける引揚者給付金又は遺族給付金については、引揚者給付金等支給法第七条第一項又は第十三条中第七條第一項に係る部分の規定は、適用しない。

13 引揚者給付金等支給法第二条及び第八条の改正規定は、改正前の同法の規定による引揚者給付金又は遺族給付金を受ける権利に影響を与えない。

14 改正前の引揚者給付金等支給法の規定により支給され、又は支給されるべき引揚者給付金の支給事由である引揚げに係る引揚者について、改正後の同法の規定によりあらたに引揚者給付金を支給すべき事由を生ずる場合における当該あらたな支給事由に係る引揚者給付金は、支給しない。

○副議長(原健三郎君) 採決いたしました。

○副議長(原健三郎君) 起立多数。
よつて、本案は委員長報告の通り決しました。

○副議長(原健三郎君) 本日は、これにて散会いたします。
午後二時四十二分散会

出席閣僚大臣
厚生大臣 藤尾 弘吉君
労働大臣 福永 健司君
国務大臣 藤枝 泉介君

出席政府委員

内閣官房長官 大平 正芳君
総理府総務長官 小平 久雄君
大蔵政務次官 天野 公義君
自治政務次官 大上 司君

○朗読を省略した議長の報告

(議決通知)
一、昨十二日、本院は次の件を議決した旨内閣に通知した。
日本放送協会昭和三十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書
(理事補欠選任)

一、昨十二日、社会労働委員会において、次の通り理事を補欠選任した。
理事 松山千恵子君(理事瀧谷直蔵君昨十二日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任)
一、昨十二日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
内閣委員
猪俣 浩三君 佐々木良作君
地方行政委員
二宮 武夫君 村山 喜一君
法務委員 田中織之進君
外務委員 本島百合子君
社会労働委員
井堀 繁男君 受田 新吉君
農林水産委員 東海林 稔君
建設委員 児玉 末男君 二宮 武夫君
議院運営委員 井堀 繁男君
井堀 繁男君 内海 清君
(常任委員補欠選任)
一、昨十二日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

出席閣僚大臣
厚生大臣 藤尾 弘吉君
労働大臣 福永 健司君
国務大臣 藤枝 泉介君

出席政府委員
内閣官房長官 大平 正芳君
総理府総務長官 小平 久雄君
大蔵政務次官 天野 公義君
自治政務次官 大上 司君

出席閣僚大臣
厚生大臣 藤尾 弘吉君
労働大臣 福永 健司君
国務大臣 藤枝 泉介君

出席政府委員
内閣官房長官 大平 正芳君
総理府総務長官 小平 久雄君
大蔵政務次官 天野 公義君
自治政務次官 大上 司君

出席閣僚大臣
厚生大臣 藤尾 弘吉君
労働大臣 福永 健司君
国務大臣 藤枝 泉介君

出席政府委員
内閣官房長官 大平 正芳君
総理府総務長官 小平 久雄君
大蔵政務次官 天野 公義君
自治政務次官 大上 司君

出席閣僚大臣
厚生大臣 藤尾 弘吉君
労働大臣 福永 健司君
国務大臣 藤枝 泉介君

出席政府委員
内閣官房長官 大平 正芳君
総理府総務長官 小平 久雄君
大蔵政務次官 天野 公義君
自治政務次官 大上 司君

出席閣僚大臣

厚生大臣 藤尾 弘吉君
労働大臣 福永 健司君
国務大臣 藤枝 泉介君

出席政府委員

内閣官房長官 大平 正芳君
総理府総務長官 小平 久雄君
大蔵政務次官 天野 公義君
自治政務次官 大上 司君

出席閣僚大臣
厚生大臣 藤尾 弘吉君
労働大臣 福永 健司君
国務大臣 藤枝 泉介君

出席政府委員
内閣官房長官 大平 正芳君
総理府総務長官 小平 久雄君
大蔵政務次官 天野 公義君
自治政務次官 大上 司君

出席閣僚大臣
厚生大臣 藤尾 弘吉君
労働大臣 福永 健司君
国務大臣 藤枝 泉介君

出席政府委員
内閣官房長官 大平 正芳君
総理府総務長官 小平 久雄君
大蔵政務次官 天野 公義君
自治政務次官 大上 司君

出席閣僚大臣
厚生大臣 藤尾 弘吉君
労働大臣 福永 健司君
国務大臣 藤枝 泉介君

出席政府委員
内閣官房長官 大平 正芳君
総理府総務長官 小平 久雄君
大蔵政務次官 天野 公義君
自治政務次官 大上 司君

出席閣僚大臣
厚生大臣 藤尾 弘吉君
労働大臣 福永 健司君
国務大臣 藤枝 泉介君

出席政府委員
内閣官房長官 大平 正芳君
総理府総務長官 小平 久雄君
大蔵政務次官 天野 公義君
自治政務次官 大上 司君

出席閣僚大臣
厚生大臣 藤尾 弘吉君
労働大臣 福永 健司君
国務大臣 藤枝 泉介君

出席政府委員
内閣官房長官 大平 正芳君
総理府総務長官 小平 久雄君
大蔵政務次官 天野 公義君
自治政務次官 大上 司君

で、本案は、従来から実施している最低賃金制を、わが国の実情に即しつつ、一層、計画的かつ強力に推進するとともに、賃金問題の合理的解決に資するため、関係労使並びに一般が適時活用できるより賃金に関する適切な基礎資料の収集、整備、提供等を行なう賃金部を設置する等、所要の改正を行なうとするものでその主なる内容は次のとおりである。

1 労働省労働基準局に賃金部を設置し、次の事務を所掌するものとする。

(1) 賃金に関すること。
(2) 最低賃金及び最低工賃に関すること。

(3) 最低賃金法の施行に関すること。
2 定員を二七人増員して次のように改めること。

本省 二三、七二二人(新規増一五一人、定員外職員(定員化六六人、計二二七人増)中央労働委員会 八九人(増員なし)

公共企業体等労働委員会 一二八人(増員なし)

計 二三、九三九人

二 議案の修正議決理由

本案は、労働行政の効率的運営を図るため、妥当な措置と認められるが、その施行期日については、四月一日が既に経過しているため、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費
本案施行に要する経費として、約五千五百万円が昭和三十七年

度一般会計予算に計上されている。右報告する。

昭和三十七年四月十二日

内閣委員長 中島 茂喜

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

附 則

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。ただし、第二十二

条の表の改正規定及び附則第二項の規定は、昭和三十七年四月一日から適用する。

臨時司法制度調査会設置法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

近時、訴訟遅延の現象はようやく著しく、わが国の司法制度は、この面においてきわめて憂慮すべき状態にあり、これが抜本的対策を講ずることは焦りの急務であるが、事は司法制度の根本にかかわる重要問題であることにかんがみ、各界のえい知を結集してこの問題の検討に万全を期する必要があるため、内閣に臨時司法制度調査会を二年間設置しようとするのが本案の骨子である。その内容の主な点は次のとおりである。

1 調査会は、次の各号に掲げる事項に関する「緊急に必要な基本的かつ総合的な施策」につき調査審議して、内閣の諮問に答申し又は内閣に意見を述べる。

(1) 法曹一元の制度(裁判官は弁護士となる資格を有する者で、裁判官としての職務以外の法律に関する職務に従事し

たもののうちから任命することとを原則とする制度)に関する事項

(2) 裁判官及び検察官の任用制度及び給与制度に関する事項

2 調査会は、前項の答申又は意見を内閣から国会に報告するよう、内閣に申し出ることができ

3 調査会の委員は、次の各号に掲げる者について内閣が任命し、非常勤の特別職とする。

(1) 衆議院が指名する衆議院議員 四人

(2) 参議院が指名する参議院議員 三人

(3) 裁判官 三人

(4) 検察官 三人

(5) 弁護士 三人

(6) 学識経験のある者 四人以内

右のうち(5)及び(6)の委員の任命については、あらかじめ両議院の同意を得なければならぬ。

4 調査会に、専門委員を置くことができる。専門委員は、学識経験者のうちから、会長の推薦により、内閣総理大臣が任命し、非常勤とする。

5 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関、裁判所、日本弁護士連合会及び弁護士会等に対して、資料の提出等必要な協力を求めることができる。

6 調査会に、事務局を置き、その常勤の職員(定員は、事務局長のほか四人とする。

7 本法は、昭和三十七年九月一日から施行する。ただし、衆参各議院が行なう委員の指名及び委員の任命に対する同意は、この法律の施行前においても、これをすることができ

二 議案の可決理由

本案は、司法制度の運営の適正を確保するため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費
本案施行に要する経費として六百六十六万八千円が昭和三十七年度一般会計歳出予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十七年四月十二日

内閣委員長 中島 茂喜

衆議院議長清瀬一郎殿

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案の要旨は次の通りである。

1 選挙管理委員は、人格高潔で政治及び選挙に公正な識見を有する者でなければならないものとする。選挙等に関する罪を犯し刑に処せられた者は選挙管理委員となることのできないこととし、また選挙管理委員の任期を三年から四年に改めるとともに、あらたに都道府県及び市の選挙管理委員会に書記長をおくものとする。

2 地方公共団体の長は、当該地方公共団体が出資、債務保証又

は損失補償をしている公社等の法人に対し、報告を求め、調査を行ない、必要な措置を講ずることができるとし、又法人の経営状況について毎事業年度議会に報告するものとする。

3 地方公共団体は、職員の退職手当の算定について、国又は他の地方公共団体の職員として引き続き続いた在職期間をその者の在職期間に通算するよう努めなければならないものとする。

4 今後あらたに指定都市の指定があつた場合について、大規模償却資産に対する固定資産税の賦課、地方道路譲与税の譲与基準、指定都市を包括する都道府県公安委員会の委員の数及び任期等に関する特例を定め、その他必要な経過措置を定める。

5 地方公共団体の長の職の退職を申し出た者が、その申し出にともづいて告示された選挙において当選人となつた場合の任期は、当該選挙がなかつたものとみなして従前の任期までとする。

6 この法律は公布の日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

選挙管理の適正化、地方行政の総合性の確保、地方職員の人事交流の円滑化等のため、所要の改正を行なうとする本案の趣旨は、妥当なものと認め、全会一致をもつて可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

八七七

昭和三十七年四月十三日 衆議院會議録第三十六号 議案に関する報告書

昭和三十七年四月十二日

地方行政 委員 長 園田 直
衆議院議長 清瀬 一郎殿

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、四法律の改正を行なうとするものであるが、その要旨は次の通りである。

1 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する事項

本案は、別途本国会に提案された恩給法等の一部を改正する法律案と関連して、次の通りに改めること。

(1) 軍人及び軍属であつた者に支給する現行障害年金の最高額(特別項症)二十五万六千五百円乃至最低額(第三款症)二万二千円を、最高額三十四万九千五百円乃至最低額三万円に、現行障害一時金の最高額十八万三千円乃至最低額十三万円を、最高額二十四万八千円乃至最低額十七万六千円にそれぞれ増額すること。

また準軍属であつた者に支給する現行障害年金の最高額(特別項症)十二万八千二百五十円乃至最低額(第六項症)一万九千円を、最高額十七万四千七百五十円乃至最低額二万六千円に増額することとし、実施期日は昭和三十七年十月一日とすること。ただし、第一

二 款症及び第三款症にかかる障害年金の増額並びに障害一時金の増額については、昭和三十八年七月から実施すること。

(2) 遺族年金を五万一千円から七万一千円に、遺族給付金の年額二万五千五百円を三万五千五百円にそれぞれ増額することとし、実施期日は昭和三十七年十月一日から増額分の半額を増額し、昭和三十九年七月一日から全額支給すること。

2 二 七歳以上の者については昭和三十八年十月から全額支給すること。

未帰還者留守家族援護法の一部改正に関する事項

(1) 留守家族手当を四千二百五十円から五千九百十円に増額することとし、実施期日は昭和三十七年十月一日から増額分の半額を増額し、昭和三十九年七月から全額支給すること。

なお、七十歳以上の者については昭和三十八年十月から全額支給すること。

(2) 葬祭料を三千円から五千円に、遺骨引取経費を二千七百円から三千五百円にそれぞれ増額することとし、実施期日は昭和三十七年四月一日とすること。

(3) 療養の給付期限を当分の間、延長すること。

3 引揚者給付金等支給法の一部改正に関する事項

国債の元利金の支払いについては、その消滅時効が完成しても、当分の間支払いを行なうことができること。

4 未帰還者に関する特別措置法の一部改正に関する事項

(1) 厚生大臣が戦時死亡宣告の請求ができる場合を、民法第三十条失跡宣告の規定と合致させ、その対象範囲を拡げること。

(2) 弔慰料の支給を受ける遺族の範囲を二親等から三親等内の親族まで拡大すること。

二 議案の修正議決理由

最近の経済情勢にかんがみ、戦傷病者及び戦没者の遺族等について障害年金、遺族年金等の額を増額することとし、帰還患者の療養の給付期間を延長し、かつ未帰還者が戦時死亡宣告に基づく、弔慰料を受ける遺族の範囲を拡大する等の措置を講ずることは、きわめて時宜に適合するものと認め、さらに施行期日及び引揚者給付金等支給法による対象範囲等につき修正を加えることを適当と認め、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙の通り附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和三十七年度一般会計予算(厚生省所管)に六億三百十五万円を計上している。

昭和三十七年四月十二日

社会労働 委員 長 中野 四郎
衆議院議長 清瀬 一郎殿

引揚者給付金等支給法の一部改正(以下「遺族援護法」といふ。)(昭和三十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「開拓民については」を「開拓民及び日本国政府の命令又は要請により外地に生活の本拠を有する者について」と改め、「以下第三号において同じ」の下に「及びその者の子弟であつて同年同月同日以前六箇月未満の期間内に外地において出生したる者」を加え、同項第二号中「有していたもの」を「及びその者の子弟であつて同年同月以前六箇月未満の期間内に外地において出生し、かつ、引き続き同年同月同日まで外地にいたるもの」を加え、同項第五号中「有していた者」の下に「及びその者の子弟であつて昭和十八年十月一日又は政令で定める地域ごとに政令で定める日以前六箇月未満の期間内に当該地域において出生し、かつ、引き続き昭和十八年十月一日又は政令で定める地域ごとに政令で定める日まで当該地域にいたるもの」を加える。

第八条第四号中「二十五歳を二十歳」に改める。

第九条第一項中「同条第四号」を「前条第四号」に改める。

第十条第一項中「同条第四号」を「第八条第四号」に改める。

第十八条中「五年間」を「六年間」に改める。

附則第七項の次に次の一項を加える。

(国債の元利金の支払の特例)

8 第十四条に規定する国債の元利金については、当分の間、その消滅時効が完成した場合にお

いても、その支払をすることが出来る。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して、昭和三十七年四月一日から施行する。ただし、第一

条中戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「遺族援護法」といふ。)(昭和三十三年法律第九号)の第八

条第一項及び第四項並びに第二十六

条の改正規定、第二十条の規定、

第三条中未帰還者留守家族等援護

法(以下「留守家族援護法」とい

ふ。)(第八号の改正規定並びに附則

第二項及び附則第四項から附則第

九項までの規定は、昭和三十三年

四月一日から、第一条中遺族援護法第八号第

三項の改正規定及び附則第三項の

規定は、昭和三十八年七月一日から

施行し、○改正後の留守家族援護法第十

六条第一項(第二十五号)において準用する特別措置法第四号及び第五号

を合する旨及び附則第一項の規定は、昭和三十三年四月一日から適用する。

公布の日

昭和三十三年四月一日

改正後の引揚者給付金等支給法の規定は、昭和三十三年四月一日以後この法律の施行前に死亡した者、引揚者給付金等支給法第八号第一号に該当した者を除く。について

改正後の引揚者給付金等支給法の一部改正に伴う経過措置

引揚者給付金等支給法の一部改正に伴う経過措置

引揚者給付金等支給法の一部改正に伴う経過措置

引揚者給付金等支給法の一部改正に伴う経過措置

引揚者給付金等支給法の一部改正に伴う経過措置

引揚者給付金等支給法の一部改正に伴う経過措置

引揚者給付金等支給法の一部改正に伴う経過措置

引揚者給付金等支給法の一部改正に伴う経過措置

引揚者給付金等支給法の一部改正に伴う経過措置

引揚者給付金等支給法の一部改正に伴う経過措置

引揚者給付金等支給法の一部改正に伴う経過措置

引揚者給付金等支給法の一部改正に伴う経過措置

引揚者給付金等支給法の一部改正に伴う経過措置

引揚者給付金等支給法の一部改正に伴う経過措置

引揚者給付金等支給法の一部改正に伴う経過措置

も適用があるものとし、その者に支給すべき引揚者給付金又は遺族給付金は、それぞれその者の相続人に支給する。この場合において、相続人が受ける引揚者給付金又は遺族給付金については、同法第七條第二項の規定を準用する。

12 前項の規定により相続人が受ける引揚者給付金又は遺族給付金については、引揚者給付金等支給法第七條第一項又は第十三條中第七條第一項に係る部分の規定は、適用しない。

13 引揚者給付金等支給法第一條及び第八條の改正規定は、改正前の同法の規定による引揚者給付金又は遺族給付金を受ける権利に影響を与えない。

14 改正前の引揚者給付金等支給法の規定により支給され、又は支給されるべき引揚者給付金の支給事由である引揚げに係る引揚者について、改正後の同法の規定によりあらたに引揚者給付金を支給すべき事由を生ずる場合に於ける当該あらたな支給事由に係る引揚者給付金は、支給しない。

(未帰還者に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

1115 この法律の施行前に未帰還者に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。)第二條第三項に規定する戦時死亡宣告(以下「戦時死亡宣告」という。)を受けた未帰還者に関し、改正前の特別措置法第四條及び第五條の規定により弔慰料の支給を受ける権利を有する者がある場合においては、弔慰料を受けるべき遺族の順位については、改正後の特別措置法第四條及び第五條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

1216 この法律の施行前に戦時死亡宣告を受けた未帰還者については、改正後の特別措置法第十三條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(国民年金法の一部改正)

1317 国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項第六号中「附則第四十五項」を「附則第四十六項」に改める。

(児童扶養手当法の一部改正)

1418 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項第十五号中「附則第四十五項」を「附則第四十六項」に改める。

(別紙)

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

戦傷病者戦没者遺族等の援護については、法制定後も数次の改正が行なわれ順次充実がはかられてきたところであるが、なお改善をはかるべき問題が残されている。なかんずく、動員学徒等当時総動員業務等に従事することを余儀なくされた準軍属の遺族に対する処遇は、著しく他と均衡を失っている。

よつて、政府は、遺族給与金の年金化、戦時災害要件の撤廃、遺族要件の緩和等の実現を期し、すみやかに法改正のための必要な措置を講ずるとともに、特殊勤務に従事したものと満鉄職員等の処遇等の問題についてもさらに十分な検討を遂げるべきである。

なお、政府は原爆被爆者に対する援護に遺憾なきを期すべきである。

衆議院会議録第三十三号中正誤

ベシ段 行 誤 正

七九一 一 自家撞着 自家撞着

七九二 二 親善し 親善も

八六二 三 制度の制度 制度の制定

八九三 三 開き 開き

衆議院会議録第三十五号中正誤

ベシ段 行 誤 正

八二二 四 石炭業法案 石油業法案

昭和三十七年四月十三日 衆議院會議録第三十六号

八八〇

明治三十五年
三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)
(配達料共)

発行所

東京都新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二二(官報課)